

○伊賀市こども未来応援会議条例

平成19年12月26日条例第60号

改正

平成21年3月6日条例第4号

平成23年3月30日条例第2号

平成25年6月28日条例第29号

平成28年3月28日条例第15号

平成30年9月28日条例第36号

令和5年7月4日条例第32号

令和6年10月1日条例第35号

伊賀市こども未来応援会議条例

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定により、市長の附属機関として伊賀市こども未来応援会議（以下「こども未来応援会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 こども未来応援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) こども計画の策定に関すること。
- (3) こども施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3条 こども未来応援会議は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 住民自治協議会を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 市民からの公募による者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 こども未来応援会議に委員長、副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、こども未来応援会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 こども未来応援会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員長を定めない場合にあっては、会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 こども未来応援会議に、専門の事項を調査し協議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 こども未来応援会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども未来応援会議の運営に関し必要な事項は、委員長がこども未来応援会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市少子化対策推進委員会設置要綱（平成17年伊賀市告示第204号）により、委嘱を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

附 則（平成21年3月6日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 3 月30日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員等から適用し、同日前に委嘱した委員等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 6 月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日条例第15号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 9 月28日条例第36号）

この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 4 日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年10月 1 日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、伊賀市こども未来応援会議条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月31日までとする。